

議第53号

三島市介護保険条例の一部を改正する条例案

三島市介護保険条例（平成12年三島市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、22,900円とする。

附 則

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

第2条 改正後の第4条第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分までの保険料については、なお従前の例による。

平成27年6月16日提出

三島市長 豊岡 武士